

平成28年度第2回越谷市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会会議録

【会議概要】

1 日時：平成29年2月3日（金） 10:00～11:10

2 場所：市役所本庁舎5階第1委員会室

3 出席者等：

(1) 出席委員（13名）

高野委員、阿保委員、新田委員、岩本委員、小柳委員、新美委員、
松村委員、市村委員、瀬戸委員、朝日委員、猪股委員、三田寺委員、
門間委員

(2) 欠席委員（4名）

佐藤委員、松田委員、岡野委員、宮下委員

(3) 事務局（13名）

立澤福祉部長、斉藤子ども家庭部長、島田地域包括ケア推進担当
部長、笹野福祉部副部長（兼）福祉推進課長、渡邊子ども家庭部副
部長（兼）青少年課長、山元障害福祉課長、関根子育て支援課調整
幹、角屋障害福祉課副課長、山崎障害福祉課副課長、森田子育て
支援課副課長、田中障害福祉課主幹、小西障害福祉課主幹、岩崎
障害福祉課主事

4 傍聴者：2名

5 次第

1 開会

2 議事

(1) 協議事項

①第5期越谷市障がい福祉計画及び第1期越谷市障がい児福祉計画策定
に係る障害者福祉専門分科会と児童福祉専門分科会の合同開催について

(2) 報告事項

①障害者総合支援法の改正について

②災害時支援バンドナの配布状況について

3 その他

4 閉会

6 会議資料

- ・ 次第
- ・ 資料1 第5期越谷市障がい福祉計画及び第1期越谷市障がい児福祉計画について
- ・ 資料2 障害者福祉専門分科会と児童福祉専門分科会の合同開催について
- ・ 資料3 越谷市障がい福祉計画及び越谷市障がい児福祉計画策定までの流れ
- ・ 資料4 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」について
- ・ 資料5 『障がい者災害時支援バンドナ』を作成しました。
- ・ 第4期越谷市障がい福祉計画

【内容】

1 開 会

司会より平成29年2月3日より民生委員・児童委員協議会佐藤勝理事が委員となられた旨及び委員総数17名のうち13名が出席されたため、越谷市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、会議が成立する旨の報告

——朝日分科会長あいさつ——

朝日委員： 皆さん、おはようございます。分科会長を勤めさせていただいております朝日でございます。早いもので、年が変わって気がついたらもう2月になっていたということで、時の流れの速さを実感しているところでありますけれど、障がい者福祉の分野におきましては、障害者差別解消法制がスタートして、その実施状況が見守られているところでございます。しかし、残念ながら相模原の事件に代表されるような、まだまだ障がいに対する差別や偏見を起因とする、また、それに基づく様々な制度・施策のいろいろな課題が表出するような事件が起きてしまいました。併せて、今日も後ほどご紹介がありますけれども、障害者総合支援法が改正されて、多くは平成30年度からの実施になりますけれど、そういう意味で障がいのある方への福祉を取り巻く状況についてですね、私たちが一層真剣に議論するような背景にあるということを強調させていただきたいと思っております。今日は節分でございます、通常は豆まきをするんでしょうけれども、できるだけ障がい者福祉のためにより種をまきあって、福をまねきよせて、今日のこの障害者福祉専門分科会の協議を高めていきたいなと思っておりますので、どうぞ宜

しくお願いいたします。開会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

越谷市社会福祉審議会条例第6条第2項の規定に基づき、朝日分科会長が議長となり議事進行。会議録作成のための録音の許可、越谷市社会福祉審議会条例施行規則第5条の規定に基づき、原則公開であることを説明し、承認された。

——傍聴者の入室——

2 議 事

(1) 協議事項

- ① 第5期越谷市障がい福祉計画及び第1期越谷市障がい児福祉計画策定に係る障害者福祉専門分科会と児童福祉専門分科会の合同開催について

(2) 報告事項

- ① 障害者総合支援法の改正について
- ② 災害時支援バンドナの配布状況について

議 長： 本日の議事は「第5期越谷市障がい福祉計画及び第1期越谷市障がい児福祉計画策定に係る障害者福祉専門分科会と児童福祉専門分科会の合同開催について」の協議事項と「障害者総合支援法の改正について」、「災害時支援バンドナの配布状況について」の報告事項となっております。よろしくお願いいたします。それでは、順次進めてまいりたいと思います。議事の(1)協議事項の①「第5期越谷市障がい福祉計画及び第1期越谷市障がい児福祉計画策定に係る障害者福祉専門分科会と児童福祉専門分科会の合同開催について」でございます。事務局からご説明をお願いします。

事 務 局：《資料に基づき説明》

資料 1 第5期越谷市障がい福祉計画及び第1期越谷市障がい児福祉計画について

資料 2 障害者福祉専門分科会と児童福祉専門分科会の合同開催について

資料 3 越谷市障がい福祉計画及び越谷市障がい児福祉計画策定までの流れ

議 長： ありがとうございます。それでは、ご説明のあった部分に

つきまして、ご質問やご意見をいただきたいと思います。障がい児支援については、現行の障がい福祉計画で数値目標などが設定されていたわけですが、それらは元々児童福祉法に基づくサービスということで、児童福祉法で個別の障がい児福祉計画として、策定することとなり、それを受けての今回のご提案ということになります。今度第5期と第1期の計画の開始があうことになるわけですが、ライフステージを考えると、連続性のあるものです。本日は、次の社会福祉審議会にて、それぞれの専門分科会を合同で開催してよろしいかということをお諮りすることを決めるということになります。なにかご意見ご質問等ありますでしょうか。

委員： 障がい者の問題だけでもかなりの分量をこの場で審議されていると思います。児童との関係はとても大切だと思うのですが、分量が半分になってしまう印象を私は受けるので、そういう意味で合同にすることによって、内容や審議事項、ボリュームなどが、少なくなるようなことはないかどうかの質問です。

議長： ありがとうございます。関連するご質問はございますか。今のご指摘は、**資料3**でいうと、従来の回数を踏まえているのですが、合同開催ですので、例えば時間や回数をどのように考えているのかということがご質問の主旨ですね。回数としては3回と定められているのではないかなと思いますけれども、このあたりはいかがでしょうか。

事務局： ただいまのご質問にお答えしたいと思います。実際の議論の時間につきましては、皆様お忙しいところ来ていただいておりますので、2時間程度で開催させていただきたいと考えているのですが、決してそれで議論の内容が薄くなるということは私どもも想定しておりません。まずもって、先ほど議長からもお話がありましたとおり、障がいのある方のライフステージというものを想定した場合に、やはり、障がい児から障がい者にかけて、一連の流れがあるだろうという考え方の中で、児童福祉に対して専門的な見識を持っている方、それから、今日お集まりいただいている、障がい者福祉に対して専門的な見識をお

持ちの方に合同で意見を言っていただくということが、計画の内容のより一層の充実につながっていくだろうと考えているところです。実際に参加していただく委員さんの人数は多くなるのですが、いろいろな見識を持った方から、忌憚ないご意見をいただくことで、よりよい計画とするためのよい効果が生まれるのではないかと考えているところです。

議 長： 他にはいかがでしょうか。

委 員： 私は、ライフステージを考えると一貫してできるということで、よいと思います。そこで、質問なのですけれども、児童福祉専門分科会の委員さんの選出母体を参考までに教えていただきたいと思います。

議 長： ありがとうございます。社会福祉審議会の全体の名簿は全体会のときには配られたものなのですけれども、本日は皆さんのお手元にはないと思いますので、事務局からお願いします。

事 務 局： 児童福祉専門分科会の選出母体としましては、幼稚園協会、保育園協会、民生委員・児童委員協議会、医師会、子ども会育成連絡協議会、子育てサークルネットワークの会、商工会議所、小学校の校長会、PTA連合会、越谷西特別支援学校、児童相談所、県立大学、文教大学、労働組合協議会と公募の委員さんが1名の計15名で構成しております。社会福祉審議会全体会の際に名簿をお配りしておりますので、後ほどご確認いただけるかと思います。

議 長： 本分科会も、従来から障がい児の地域支援については、議論してまいりましたけれども、あらためて選出母体を伺うと、もちろん障がい児の分野についての専門の方もいらっしゃると思うのですけれども、合同になってより広く児童福祉の分野から、ご意見をいただきながら、障がい児というところに焦点化するところはさらに私たちの役割が高まっていくのではないかと感じました。今後全体会でご審議いただきますけれども、この2つの分科会が合同で新しい福祉計画を策定するという点で、なにかご期待などあればご発言いただいてもよろしいかと思いま

す。いかがでしょうか。

委員：先ほど議長がおっしゃったように、ライフステージということを考えますと、連続性がありますよね。私も障がい児から障がい者への親として、ライフステージを見守ってきた立場から言わせていただきますと、確かに連続性があるので、合同でやることに関しては、異議はないのですが、障がい児の障がいの多様性、それからそのそれぞれの多様な障がいに対する支援の多様性というものが、今非常に複雑化してきていると思います。そういったことを全て網羅した上で、合同でやっていけるのかどうか、それから、障がい者になった場合の支援のニーズは全く違ってきますので、3回の会議でそこが埋められるのかという疑問が少しあります。児童福祉と児童の障がい福祉は全く別物であると思いますので、それらを一緒くたにはしてはいけませんし、様々な細かく枝分かれした問題がでてきたときに、どのように対応していけばいいのか、そのあたりのところを少しお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長：ありがとうございました。関連するご発言はございますか。ないようでしたら事務局からお願いします。

事務局：ただいまのご質問にお答えしたいと思います。ご指摘のとおり、児童福祉の分野は多岐にわたっていて、いろいろな制度がいろいろな障がいに対して出てきています。一方、障がい者福祉につきましても、相当な種類のサービスや制度があります。今回の合同開催をするにあたっての目的は、障がい福祉計画と障がい児福祉計画を策定することになるかと思っています。この計画は国の基本指針に沿って、その項目をベースとして策定する計画ということになっています。従いまして、私ども事務局といたしましても、合同開催の際には、しっかり論点をしぼらせていただいて、その範囲における闊達な議論ができるような会議にしていきたいと考えているところです。

議長：ありがとうございました。他にございますでしょうか。ないようでしたら、今いただいたご意見を少しまとめさせていただくと、合同開催に関して、異論はないけれども、その結果議論

が不十分であったり、あるいは論点がずれてしまったりすることがないようにしてほしいということですね。そういう意味では、単純に時間を倍にするということはもちろんできないようであるようですけれども、しかしながら論点を明確にし、それを裏付けるデータの提供なども十分にお図りいただきながら、会議を合同で行うことのメリットをいかせるようにすすめていきたいということをまとめさせていただいて、社会福祉審議会全体会へ諮らせていただくということで、お願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。次に議事の2になりますけれども、報告事項に移らせていただきます。まず1番目の「障害者総合支援法の改正について」でございます。事務局から説明をお願いします。

事務局：《資料に基づき説明》

資料4 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正するための法律」について

議長： ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただいた内容について、ご質問等ありましたらお願いします。

委員： 3ページの「就労定着に向けた支援」について書かれていることについて、実際に体験したことなのですけれども、知的障がいのある知人が越谷市内のある企業に勤めてまして、たまたまその方と会うことがあったときに、元気がありませんでした。仕事のほうはどうですかといろいろ話をしましたが、仕事自体はともかく人間関係で孤立してしまっているみたいで、それでつらい現場の状況があるという印象でした。ここで例えば、「就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者」とありますが、個々の障がい者に対していっていますよね。ですが、実際に即して対応するためにそれに関連する視点が必要かなと思います。それがひとつです。それからもうひとつですが、今の説明では触れられてなかったようですが、8ページに医療的ケアに関することが書かれていますけれども、2015年に鳥取県の特別支援学校における医療的ケアの扱いについて、医療的ケアを担当する看護師さんたちが全員一斉に退職したということがあったかと思います。それで、埼玉県もそうですけれ

ど、各特別支援教育あるいはそれに類する方々の支援のあり方についての検討を具体的に行って実施されると思いますけれども、なかなか大変なのかと思います。なぜ大変かという、関係する保護者の方、あるいは子どもさん当人もそうですけれども、学校に行きたいというニーズにどう応えるかということで対応してるかと思いますが、なかなか十分手厚い対応ができないというような状況があるわけです。例えば少ない看護師さんが、学校に常駐していたとしても、例えば特別支援学校でいうと、小中高とあり、それぞれに修学旅行があったり校外行事があったり宿泊学習があったり様々な行事に対応している状況の中で、その看護師さんをどう位置づけるかっていうことは、かなり現場は大変な状況にあると思います。しかも看護師さんの補充がきかないというような状況もあります。そのような状況の中で、どのように医療的ケアを手厚くしていくかということに関する問題としてたまたま鳥取県の話を出しましたが、そういうことも含めて、先ほどの人間関係のこともそうですけど、来年度合同開催をするということで、会議の中で、保育園・幼稚園あるいは商工会議所といった方々に生の声を伝えることができる機会があれば、また、このことは広く人間関係というのはある特定の世界のことだけではなく、広く皆さんで、共に啓発・理解をすすめていかなくてはいけないと思います。この医療的ケアに関しましても、たぶんそういう人間関係において、かなりつらい思いをされていた方々がいて、退職を選択したということでしょうが、おそらくそこには、様々な人間関係のつらさあるいは仕事の務めづらさなどがあったのかなと思いますので、意見として申し上げました。

議 長： ありがとうございます。この障害者総合支援法と児童福祉法の改正で、示されている今後の施策をこれから障がい福祉計画、障がい児福祉計画を策定していく上での検討すべき事項についてのご意見ということで承りたいと思います。これはところどころに書いてありますけれども、実際には政・省令が定まって、細かいところがでてこない、30年度に向けてどういう仕組みで、だれが対象で、どんなボリュームのものになるかというのがまだ見えてこないということになりますので、こういう枠組みが法律改正で示されておりますので、その行方とい

うか準備の状況についても、本分科会で注意深く見守っていきたいというように思います。2番目の「災害時支援バンダナの配布状況について」ということで事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：《資料に基づき説明》

資料5 『障がい者災害時支援バンダナ』を作製しました。

議 長： ありがとうございます。ただいまのご説明につきましてご質問等ありますでしょうか。

委 員： 配布対象者ですけれども、どのように決められたのか、基準を教えていただきたいと思います。

議 長： 関連するご発言ございますでしょうか。

委 員： バンダナはとてもいいと思いますが、重複障がいの方たちはどうするのかなという質問です。

議 長： 先ほどのご説明の中で、肢体不自由の身体障がいの方については、配布対象になっていませんでした。その上で、重複の方もどうなのだろうかということになりますが、今までのご質問をいただきまして、いかがでしょうか。事務局からご説明をお願いいたします。

事務局： バンダナの配布は、平成28年度だけではなく、引き続き何年かは行っていきたいと考えております。今年度におきましては、身体障がいの中でも、1、2級の視覚障がいのある方、2級の聴覚障がいのある方を対象とさせていただきました。配布の経緯でございますが、以前から、聴覚障がい者や視覚障がい者の方から、バンダナ作製の要望をいただいております。県内の実際にバンダナを作っている自治体に、調査をしていたところです。聴覚障がい者の方だけを対象として作製し、配布している自治体もありましたが、志木市では、いろいろな障がいの方に対応できるバンダナを作製し配布しており、志木市をならって作製をしました。今後は、精神障がいの方、知的障がいの方、

また、身体障がいの中でも肢体不自由、体の不自由な方を配布対象としていこうと考えておりますが、予算の関係もありますので、ある程度の障がいのある方に、配布を限定していきたいと考えております。

議長： 他はいかがでしょうか。

委員： 配布対象はやはり、1、2級に限定されてしまうかもしれませんが、実際に災害が起きたときには、1、2級に至らない多くの方がいらっしゃる、災害時に実際に不便を感じられることもあるかと思えます。予算があって作っていただいたこととは思いますが、例えば個人で購入して、まだ持っていない方に渡すことができれば、是非安価で設定していただければうれしいですけども、もっと広まるのではないかなとは思っています。重度の方には無料ということは結構なことと思えます。意見です。ありがとうございます。

議長： 他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。皆さんいただいた範囲の中では、そのバンダナ自体に、効果を期待したいということかと思えますけれども、配布方法や今後の普及について、ご意見いただきましたので、今後の越谷市の施策の参考にしていただければと思えます。私見で申し訳ないですけども、やはりポイントは災害時に支援が必要だということがわかることが一番重要です。ということは、今日の前段の話題にもなりました障がいのある子どもたちも同じでしょうし、高齢者の中でも必要だということで、それぞれ高齢者福祉などいろいろな取組みがありますけれども、せっかく障がい者福祉のところから発信するわけでありますので、汎用性といいますか、広がり期待して、今後障がいのところに留まる必要はないのかなという気もいたしました。議長でありますけれども、コメントを加えさせていただきました。それでは他はよろしいでしょうか。以上で本日予定されておりました議事について、協議・報告が終了いたしましたので、これを持ちまして議長の役を降ろさせていただきます。皆さんご協力ありがとうございました。事務局にお返ししたいと思います。

3 その他

次回の会議は、社会福祉審議会全体会において、合同開催について承認いただければ、6～7月ごろに児童福祉専門分科会と合同にて開催する予定であることを事務局より説明及び松村委員より以下のとおり事務局へ情報提供

松村委員： 今ご説明いろいろいただきましたけれども、改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法、それによりまして、先ほどちょっと説明にも出てきました資料4の8ページの医療的ケア、ここにも新たな支援策が今後考えられるかなと思います。法律の文言を見てみますと、医療的ケアという文言はございません。これは人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児というくくりになっています。私ども学校のほうでですね、この医療に密接に関連している子どもたちが、通っている状況がございます。いろいろ計画を策定する折には、事務局のほうで、医療的ケアとはどんなことをいうのだろうと是非見にきていただいて、計画のときにその状況を知った上で、策定していただけると大変ありがたいと思っております。情報提供です。是非宜しく願います。

4 閉 会

——岩本副分科会長あいさつ——

岩本委員： 皆さん長時間に渡りご審議いただきましてありがとうございます。ひとつ私から皆さんのお耳にいれたいことがありますので、お時間ください。昨年末から重度の視覚障がいの方が私の医院いらっしゃるようになって、様々なこととお話をしています。障がい者の方、障がい児も含めて様々な方が、私の医院にはいらっしゃっていますけれども、その方がおっしゃるには、なにが通院のときに怖いかっていうと水路のU字溝のふたがされていないところがあることだとおっしゃっていました。特に赤山町が多いいっていわれまして、できれば越谷市の道路関係課などと交渉を進めていただきたいなというように考えておりま

す。また、赤山町は、電柱が道路に飛び出ている非常に歩きにくいということも併せていわれまして、たしかに私は自転車で来てはるんですけども、赤山町を自転車で走っていると電柱をうまくよけないと走っていけない。そういったところで、障がい者の方と話してハッとさせられるようなことを経験しました。私の病院がバリアフリー化されているといっても、病院の外で思わぬ落とし穴があったということで、インフラ整備も必要ですし、電柱に関しましては、NTTさんや東京電力との絡みも出てくるので、大変難しいと思うんですけども、関係する方たちと話し合いを進めていただくと幸いなというふうに感じました。よろしく申し上げます。以上です。

平成28年度第2回越谷市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会閉会